

玉篇の研究

岡井慎吾著

緒言

漢土に亡びて吾が國に存する漢籍少からず。前には佚存叢書(吾が林衡の編、すべて十五種三十五本)成り、後には古逸叢書(清の黎庶昌の編、すべて二十八種四十九本、中に一種は吾が國にて得たるものに非ず)出でたりといへども、猶遺珠の多きは近年續々世に公にせらるゝにても明かなり。

此等の中には漢土に既にその迹を絶ちしものあり、或は漢土の所傳よりも善本なりといふものあり、俱に寶重すべき者なれども、前者の殊に貴ぶべきは論を竝たず。而して均しく彼に傳はらずといふとも、其の書の性質によりて價值の大小なき能はず。然るに字書は九流の津涉にして六藝の鈴鍵なれば、學者誰か之を欽玩耽味せざらん。

顧野王の玉篇は其の一部分に過ぎずといへども、彼に亡びて我に傳はれる字書なり。四庫

全書總目に據るに字書の屬にして玉篇よりも古きは急就篇四卷、說文解字十五卷にして其の三十卷に比すべきに非ず。又訓詁の屬の爾雅三卷、小爾雅一卷、方言十三卷、釋名八卷、廣雅十卷ともに其の卷數に於て玉篇よりも少し。則ち玉篇の述作は當時に於て小學界の破天荒たりしものとす。この書にして幸に吾が國に存す、其の有る所を稽へ其の自る所を詮じて以て他日名山石渠その全編を出すの機縁となすは吾が國小學の徒の責務ならずや。

玉篇は當時に於て小學界破天荒の述作たりしなれども、必ずしもさまでは重ぜられざりしに似たり。蓋し經典釋文陳の陸德明の著、三十卷は殆ど玉篇に次ぎて出でたるもの、この書に既に玉篇を引けるは、玉篇が當時世に行はれしを證するに似たれども、釋文に收むる經子十四種の中

尙書 六見 毛詩 六見八見すれども其の二は爾雅音より

周禮 一見 禮記 一見 公羊傳 一見 論語 一見

の六種に十六見するのみにて、周易、儀禮、左傳、穀梁傳、孝經、老子、莊子、爾雅に引けるは顧野王の爾雅音より取れるにて、玉篇を引けるに非ずの八種には一見だにせざるに非ずや。釋玄應の一切經音義は貞觀の末に成りたれば唐初の作と云ふべし。然るに其の二十五卷中に本書を引けるは僅に二ヶ所(骨扁に資、水扁に並)の字のみ。而もこの書が他の字林や聲類を頻に稱引するを見れば、最も該備したるべき玉篇は最も冷遇せられたるなり。上元に追びて孫強の増字

玉篇の研究

四

を以てして宋本を見て之を上元本と誤會せる程なり。此の如く瓦釜雷鳴せる時に黃鍾に比すべき玉篇原本の毀棄せられしは亦當然ならん。

獨り吾が國にては先づ令義解にも新撰字鏡にも倭名類聚抄にも引用せられ、日本國現在書目録にも弘決外典鈔の引書目にも出され、朝儀の重なる者たりし元號決定の際にも曆仁の廷議(延應と定まりし分)の折には

予(菅原爲長)申していふ、元^三に君の讀ありとの條、何書より出で候やと

通忠(大納言)申していふ、東宮切韻に在りと

予申していふ、東宮切韻には全く君の釋なしと

通忠卿又申していふ、玉篇に之ありと

の問答ありし如く訓詁の本據とせられ、群書類從に收めたる編御記に詳し、又異制庭訓往來(僧虎關の作と傳ふ、虎關は足利尊氏の頃の人)にも

仰を蒙る所の書籍等々玉篇廣韻等進じ候ふ。文選、文集等は作文御舉行の時進ぜしむべく候ふ。

と云へる程なれば、ゴクヘンの訓は節用集にも見えて字書の代名詞たるの觀をなし、又この玉篇に、吾が和訓を加へたるも古く、本朝書籍目録(足利義教の命によりて撰進せりと云はる、義教は室町第八代の將軍)には假名玉篇三卷を録せるなり。

せる玉篇出で、又像文と云ひ辨舛と云へる玉篇(此等の書その時代を詳にせず、姑くこゝに附記す)出でたるは漸く讀書子の認むる所となれるか。果して釋慧琳の一切經音義には

大略七家の字書を以て義を釋す七書とは玉篇、說文、字林、字統、古今正字、文字典、說開元文字音義を謂ふ。七書に該そなはらざれば百氏を咸皆く討ぬ

と云ひて、玉篇を以て七書の冠とせるもしるく、其の經律論八百五十種(琳音はすべて一千三百餘種なれど四百四十六種は玄應のをそのまゝ引きたれば之を省きて數ふ)に玉篇を引けること無慮二千數百餘條に上れり、之を玄應のに比しては天淵の異ありといふべし。

宋に入りて大廣益會本出で、顧氏の該備ひとしく芟削に従ふ。而も

訛謬せる者は悉く刊定を加へ敷淺なる者は仍ほ討論を事とす(大廣益本に存する進書表中の語)。

といふに至りては吾人は殆ど之を評するの語を知らず。學識の陋かくの如くなればにや、廣韻の重修せられし時も原本玉篇に依据せざりしものゝ如く(この事續篇第一章8に詳かなり)、廣博を以て誇る集韻だに一度も玉篇を引く所なし。流石に釋希麟の續一切經音義は慧琳のに續ぐを以て其の本旨としたればにや、其の序中に先古の述作を擧ぐるに方りては玉篇に及ばざれども、書中玉篇を引くこと多く、所收の經論一百八種なるに二百十九見するに至れり。

元明の代には大廣益會本に就きて改惡せるものゝみ横行したれば、清朝には朱竹垞の博洽

緒

言

三

慶長以後は大廣益本その九年に、和訓本その二年に相並びて出で、たしかに玉篇は字書の代名詞の用となりたれば、明治以前にも

四聲玉篇和訓大成中野煥

の類はもはや玉篇の系統ならぬになほ此の名を冒し、明治以後また

- 五年 増補冠註四聲玉篇字引大全
- 七年 新增字林玉篇大全
- 九年 新選明治玉篇大全外七種
- 十年 畫引總畫東京正字玉篇外一種
- 十一年 新撰普通玉篇大全外五種
- 十二年 掌中大全玉篇外二種
- 十三年 袖珍新刻四聲玉篇外一種
- 十四年 明治新刻東京新玉篇大全外六種
- 十五年 改正增補新撰字林玉篇
- 十六年 袖珍廣益會玉編大全
- 十八年 頭書大増補字林玉篇大全外二種
- 十九年 正寶玉篇字典大全

緒

言

五

二十年 明治新選大増補廣益玉篇外一種以上の名稱及び數は内閣文庫漢籍目錄に載録せられしものゝみにつきていふ

の四十餘種いづれも同様の用法をつゞけしが、近來字典の語の用ひらるゝに至りて始めて玉篇の名は經見せぬことゝなれるなり。則ち顧氏の知音は海東に存したりといふべく、さては其の一部なりとは云へ顧氏原本の吾が國に存するは、玉篇に對する渴仰に報ゆる天の攝理ならん。

本書は玉篇につきていさゝか研究せる者なるが、先づ之を前後篇に分ち、前篇にては玉篇の源流と變遷とを叙し、後篇には古き玉篇の佚文を蒐集し、その前篇を又正續に分ちて正篇にては顧氏及びその原本を、續篇にては宋本元本等及び我が和玉篇を記述し、後篇亦内外に分ちて、内篇にては顧氏原本の外篇にては宋本以前の逸文なれども遽に顧氏の舊文と定め難きものを蒐録したり。今その舛系を表として示さんに左の如し。

玉篇の研究	
前篇(玉篇考)	正篇——顧野王及び原本玉篇について
後篇(玉篇佚文)	續篇——顧氏の舊に非ざる者について
	内篇——顧氏原本のと思はるゝもの
	外篇——顧氏原本のと趣を異にするもの

(一) 顧野王及び原本玉篇 玉篇考正篇

此の篇にては先づ玉篇に關する和漢の記載を檢討し、次に著者顧野王の事蹟を探り、また玉篇原本の現存せる者につきて述べ、且つ其の有る様を記する所あらんとす。

第一章 玉篇に關する記載

一 漢土の書籍

先づ陳書顧野王の本傳に

玉篇三十卷を撰ぶ

梁書蕭子顯の傳、梁陳二史は梁のを首に出すべきなれど、本傳なれば陳のを前にせり、に

是より先、顧野王玉篇を撰びしが、太宗其の書の詳略未だ當らざるを嫌ひ、愷が學に博く文字に於て尤も善きを以て、更に學士と與に刪改せしむ(第三章2往看すべし)。

とあるを引くべきや論なし。次に隋書經籍志に

玉篇三十一卷 陳の左將軍顧野王撰

とあり。此の左將軍は其の極官を云へるにて、本傳にては卒後三年にして右衛將軍を追贈せられたりと有るものなるべく、其の左右齟齬せるは何れにか誤あるならん。又

唐の上元元年甲戌の歳の四月十三日に南閣の處士、富春の孫強の字を増加せるもの三十卷

とは重修本に記する所、此の前に顧野王の事もあり。舊唐書經籍志には

玉篇三十卷 顧野王撰

とあるのみなるに、新唐書藝文志には果して

増加玉篇三十卷 孫強撰

とあり。蓋し孫氏の増加が直に顧氏の原本につきてなされたるを以て此の名有るか。藝文志には又

僧慧力の像文玉篇三十卷

をも録せり。

宋の嘉祐中に出でたる崇文書目には

玉篇三十卷 顧野王撰

像文玉篇二十卷 唐の釋慧力撰

顧野王の書に據りて衆説を哀益せる者、皆文を標して象を示す。

玉篇解疑三十卷 道士趙利貞撰

野王の説を刪略して以て字文を解す。

重修玉篇三十卷

皇朝翰林學士陳彭年と史館校勘吳鈞直、賢院丘雍等とに詔して重ねて判定を加へられしもの。

の四種を録し、南宋の初に出でたる郡齋讀書志には

玉篇三十卷

右、梁の顧野王の撰、唐の孫強又増字す。僧神珙の反紐圖後に附せらる。

紹興の進士李燾の説文解字五音韻譜の自序には

陳の左將軍顧野王、説文に因りて玉篇三十卷を造り、梁の武帝の大同の末に之を獻す。其の部叙既に説文のとは、升降損益する所ありて其の文又叔重説文の著者許慎の字よりは増多し、唐の上元の末處士孫強、また野王の玉篇を修めて愈その文を増多せり。今俗間に行はるゝ者は強の修めし所なり。叔重専ら篆學の爲にせるに、野王は隸書を雜ふ。世に用ひらるゝ既に久しき故に篆學愈微なり。

遂初堂書目には

玉篇

分韻玉篇

とあり。又樓鑰には「宇文廷臣所藏の吳彩鸞の玉篇鈔に跋す」の一篇ありて

既に之を鈔と謂へば、竊に北堂書鈔の類の如く蓋し節文ならんのみと謂へるに、今の玉篇を以て之を驗すれば果して然りき。舊きこの鈔ありて之を書せしか、抑彩鸞意を以て之を取れるかを知らず。用ふべきの字にして之を略せるあり、日用の字に非ざるに反て之を取れるあり。部居、今本の如きは皆朱字を以て別てるに、三字五字たゞ墨を以て書し、字の次序も亦今のと合はぬは皆致詰すべからず云々。今玉篇は惟越本最も善くして末に會稽吳氏三一娘寫とあり。之を越人に問ふに能く知る者なし、楷法殊に精なり豈亦彩鸞の苗裔なるか。

と云へり。按ずるに吳彩鸞は唐の太和の末に書生文蕭に嫁せる仙女にて、其の唐韻を手寫せるは周知の事なるが、餘力玉篇にも及べるものか。樓鑰の博學にして輕卒の言をなすべくもあらず。又玉篇抄の名は日本國現在書目録本章²に引くにも見ゆる所なるが、果して同じきや否や。又玉篇の越本を善しとするは陸友仁の研北雜志にも見えたり、其の文、後の四庫全書提要の中に見ゆ。南宋の末に出でたる直齋書錄解題には

玉篇三十卷 梁の黃門侍郎吳興郡の顧野王希馮の撰、唐の處士富春の孫強の増加。大むね説文に本づく。後漢にては反切の音未だ備はらざるを以て、たゞ讀むこと某の若し

と云ふのみにて、其の反切は皆後人の加へたる所なれば疎樸脱誤多し。梁時に至りては四聲の學盛に行はれたる故に、此の書には復直音を用ひず。其の文字は増多したれども、然も雅俗雜居して説文の精覈の若きには非ず。又今文を以て篆字に易へたれば舛訛し易し。世人篆體の通じ難く、今文の曉り易きを以ての故に、説文をば遂に習ふもの罕なれど、要するに其の本源を求めて可なり。

の一種を記すのみ。其の二氏の名を記すに止まるは宋朝の重修本ならざるに似たり。文献通考に

玉篇三十卷 鼂氏云々前に引ける郡齋讀書志の文、陳氏曰はく大むね……其の本源を求めて可なり、前に引ける書錄解題の文

像文玉篇二十卷 崇文總目云々

玉篇解疑三十卷 崇文總目云々

重修玉篇三卷 崇文總目云々この三條ともに前に引けると同文

の四種を録するは崇文書目と同じけれど、玉篇三十卷の條に特に鼂陳二氏の言を引けるは重修玉篇以前の古本に留意せる痕といふべし。明の永樂の初に成れる永樂大典には孫強増字本を引けりとて、四庫全書總目に

永樂大典の毎字の下に皆顧野王の玉篇に云々と引き、又宋の重修玉篇に云々と引く、二書

並列せるは、是明初に上元本猶在りしなり

と云へり。されど其の十九年南京の書に移せるによりて成れりといふ文淵閣書目には

玉篇一部一冊 闕 五冊 殘缺 二冊 闕 三冊 闕 二冊

玉篇一部二冊 完全

禮部玉篇一部一冊 闕

の七種を記するのみ。二冊にて完全なるは冊數少きもの、五冊にて闕けたりといふは冊數多きもの、兩種有りしならんも上元本の存否を證するに足らず。然るに成化中に成れる荻竹堂書目にも

玉篇 二冊

とあるは其の頃二冊なるを常とせるにや。嘉靖の頃に成れる古今書刻には

内府玉篇

南京國子監玉篇

福建書房玉篇

とあるのみにて冊數なし。而も之によりて官民諸種の板本ありしを知らる。

清朝の書目は古刻を著録するを主とせしを以て、季滄葦藏書目には

宋板 大廣益會玉篇三十卷五本

錢謙益の絳雲樓書目には

大廣益會玉篇六冊三十卷

錢曾の述古堂書目には

顧野王玉篇三十卷三本 宋板

とあり。述古堂のは顧氏の名を出すともなほ大廣益會本ならん。絳雲樓の三十一卷とあるは、隋書經籍志の、卷數と符すれど、決してさる古本ならざるは大廣益會の名によりても明かなり。欽定天祿琳瑯書目は流石に秘府の寶藏なれば

宋版經部 大廣益會玉篇一函六冊(正編卷二)

同 同 一函八冊(後編卷三) 六冊(同上) 二冊(同上)

の四通を著録せるが、其の解題は續篇第一章12の(2)に引くべし。又四庫全書總目はいはゆる宋本につきて提要の文いと詳かなり。曰はく

重修玉篇三十卷

梁の大同九年黃門侍郎兼太學博士顧野王撰、唐の上元元年富春の孫強の増加字、宋の大中祥符六年陳彭年、吳鉉、丘雍等の重修。凡そ五百四十二部。今世に行はるゝに三本あり。一は張士俊の刊する所たり、前に野王の序一篇、啓一篇あり、後に神珙の反紐圖及び分毫字樣あり、朱彝尊が之に序して上元本と稱したるもの。一は曹寅の刊する所たり、

張本と一字も異なる無けれど惟前に大中祥符の敕牒一道多くして重修本と稱するもの。一は明の内府の刊する所たり、字數は二本と同じけれど每部の中の次序は同じからず、注文も稍略なり、亦大中祥符重修本と稱するものなり。文献通考を按するに玉篇三十卷を載せては云々又重修玉篇を載せては云々(通考の文前に出す)と、是宋時には玉篇もと二本ありしにて、彭年等の進書表にも「肅で詔條を奉じて詳閱に従はしめ訛謬せる者は悉く刊定を加へ敷淺なる者は仍は討論を事とす」と稱し、其の敕牒の後に列する所の字數も舊一十五万八千六百四十一言、新に加へたる五万一千一百二十九言新舊すべて二十万九千七百七十言、注四十万七千五百有三十七字と稱するは是彭年等が大に増刪せる有るにて、已に孫強の舊に非ざる故に、明の内府本も曹本も均しく重修本と稱せり。張本も既に曹本と同じければ亦重修本たり。乃ち重修の牒を刪り去りて詭りて上元本と稱しつゝ、大中祥符に改められたる大廣益會の名と卷首に列ねられし字數とは、仍未だ削改に及ばぬは僞を作すに拙しと謂ふべく、彝尊の序に乃ち「今行の大廣益會本に愈れり」と云へるも殆ど亦未だ刊せられしを見ずして意を以て漫書せるものか。元の陸友仁の研北雜志に「顧野王の玉篇は惟越本のみ最も善し、末に會稽吳氏三娘寫と稱す、楷法殊に精し」と稱し、又永樂大典を考ふるに毎字の下に皆「顧野王の玉篇に云々」と引き、又宋の重修玉篇に云々」と引きて、二書並列せるは是明初には上元本猶在りしなり。

り。而るに其の篇の字の韻中に載する所の玉篇は全部仍大廣益會本を收めて上元の舊本を收めざれば、顧孫の原帙遂に考ふべからず、慎吾按するに永樂大典は二万三千卷の巨編なれば篇の字の條には玉篇全部を出せるなり。それに上元本を出したらば善かりしを惜むなり。殆ど重修本は注文稍繁きを以ての故に多きを以て貴しとせるか、當時編纂の無識なる此も亦一端なり。

卷末に附する所の沙門神珙の五音聲論及び四聲五音九弄反紐圖は等韻を言ふ者の祖とする所たるに、近時休寧の戴氏は聲韻考を作りて反切は魏の孫炎に始まりて神珙に始まらざるを力辨す。その説良に是なるが、唐以前に字母の説なし。神珙の字母は儒書を剽窃して詞を西域より出でたるに托せるものと謂ふに至りては殊て然らず。隋書經籍志を考ふるに「婆羅門の書は十四音を以て一切の字を貫く。漢の明帝の時佛經と與に同じく中國に入る」と稱すれば遠く孫炎の前に在り。又釋藏譯經の字母晉僧伽婆羅より以下考ふべきもの尙十二家あるも亦遠く神珙の前に在り。蓋し反切は双聲より生じ、双聲は字母より生ず。此は同じく喉吻の自然に出で、華も梵に異ならず、梵も華に異ならぬ者なり。中國は双聲を以て反切を取り、西域は字母を以て双聲を統ぶるは此各々聰明の自悟に出でたるにて、華も梵を襲はず、梵も華を襲はぬ者なり。その源流を稽ふれば具に端緒あり。たゞ神珙以前は自ら彼の教に行はれ、神珙以後始めて

中國の韻書に流入せしこと、亦利瑪竇の後には推歩測驗に西法を參用するが如きのみ。豈歐羅巴の書が全く洛下鮮于の舊術を剽窃したりと謂ふべけんや。戴氏其の本を究めずして、たゞ神珙が唐の元和以後に在るを知りて、遂に其の末に據りて之と争ひて彼の教に勝たんことを求むるは、聲音の學は實に西域の専門たるもの、儒の釋に勝る者は別に自ら有るあれば、必ずしも之を此に争はざるべきを知らざるなり。

今按するに陳彭年等重修のものは、大廣益會玉篇の名既に定まれるに、別に重修玉篇の名を用ひたるは、張本が大中祥符の敕牒を削れる〔此は誤會なりしこと續篇第一章12の(1)の條に云はんに〕に慊らぬ餘りに、曹本が用ひたる名に依れるなれども少しく穩當を缺く嫌なきか。陸友仁の雜志の文は、蓋し樓鑰の跋文に依れること一見して明かなり。而も樓氏の文には、今玉篇とあるのみなれば、之を直に顧野王に系けて引證するは輕卒なる憾あらん。また顧氏の原本の字數十五萬、孫強の新加を五萬、陳彭年等の重修を廿萬、弱四十萬七千より二十萬九千を減じたる數と見たるの非なるは下に楊守敬の説を引くべきなり。

この後の書目にて宋元明本を著録せしは、孫星衍の孫氏祠堂書目に

玉篇三十卷 一、明刊本 一、張士俊刊本 一、曹寅刊本

陳揆の稽瑞樓書目に

玉篇三十卷 北宋刻本 缺あれば別本付す 四冊 また三冊

黃虞稷の千頃堂書目に

龔時憲 玉篇鑑籥四十卷

道光の末禹域の藏書家としては楊瞿陸丁の四氏を推し、が楊氏の海源閣藏書目に

元本大廣益會玉篇三十卷八冊

瞿氏の鐵琴銅劍樓宋元本書目に

玉篇 元刊本

同氏の恬裕齋藏書目錄に

玉篇三十卷 元刊 梁顧野王宋陳彭年等修

陸氏の韻宋樓藏書志に

大廣益會玉篇三十卷 元刊本 靜嘉堂秘書志には明初の刊と改めたり

丁氏の善本書室藏書志に

新刊大廣益會玉篇三十卷 明益藩刊本

大廣益會玉篇 明開封府翻元刊本

玉篇三十卷 張氏澤存堂刊本 厲樊榭の藏書

汪闃源の藝芸舍宋元本書目の韻書宋本の部に

玉篇 存七卷至十八卷 二十五卷至三十卷

潘祖蔭の滂熹齋宋元本書目に

金刻玉篇二套

沈德壽この人の傳を詳にせねば最末にの抱經樓藏書志に

大廣益會玉篇三十篇明刊本 張氏の舊藏

玉篇廣韻指南 自序 進玉篇啓 大中祥符牒

卷中に張氏玉照堂宗孫弘牧收藏之印の白文方印なる、張弘牧印の朱文方印なる、陸堯鑒賞の朱文長印なる有り。

を出せるの類なるが、北宋刻本といふとも陳彭年の重修本たらんのみ。乃ち知る光緒中黎庶昌、楊守敬の原本玉篇をわが國に發見し、驚喜して遽に古逸叢書に刊入せるの偶然ならざるを。黎氏等の言は第四章の3に引かん。

二 本朝の書籍

わが文獻にて玉篇の文字を見るは僧宗叡の新書寫請來法門目錄(大日本佛教全書佛教書籍目錄第二に收む)なるべし。曰はく

西川印子唐韻一部五卷

同印子玉篇一部三十卷

と。宗叡はわが貞觀三年に入唐し同九年に歸朝したれば唐末といふべし。西川は宋史地理志に成都府は本の益州、蜀郡、劍南、西川の節度。太平興國六年に降して州となす」と云へる者なるべく、西川印子は必ず西川板の義ならん。大藏經音義隨函錄の後序に「西川の原大師の經音」といひ「原大師は蜀國の英髦」と云へるも、上の推定を支持せんか。

次には釋圓載の新書寫請來法門目錄にも

玉篇卅卷

を載録せりといふ説あり。余未だ該目錄を見ず、且載は元慶元年に歸朝せんとせるに史傳にては難船せりと傳へらるゝが、目錄のみは恙なく傳はりしにや。

寛平年間(貞觀よりは三十年の後)に成れりといふ日本國現在書目錄には

玉篇三十一卷 陳左將軍顧野王撰

玉篇抄十三卷

正暦年間(寛平よりは百年の後)に成れりといふ弘決外典鈔には所引外典として

玉篇三十一卷

を出せり。正暦は大廣益會本の出でたる宋の大中祥符よりは約二十年の前なれば、顧野王の原本か上元の増字本かなるべきは勿論なりとす。

平治(正暦よりは百七十年の後)の亂に非業の死を遂げたる藤原信西の通憲入道藏書目錄に

は

廣益玉篇三帖

とあり。平治は彼の南宋の初なれば既に大廣益本となれるなり。文和(平治よりは百八十年の後)中に録進せしといふ仙洞御文書目録には

御文車杉櫃一合玉篇

とあるのみなれば、原本が大廣益本かを定め難きも恐らくは大廣益本ならん。文和より六十年前に成れる釋日本紀に引ける玉篇は數十百條に上れども、殆ど悉く大廣益本なれば以て當時の讀書子の取捨を知るべきなり。

天の永く之を寶重するや、その所託を擇むは佳壻を求むるよりも猶嚴なりけり。故に徳川氏右文の治既に普く、珍籍善本漸く世に貴ばるゝに至りて、原本玉篇は始めて天成の麗質を深窓の外に表はすに至りぬ。之に見驚けるに伊澤蘭軒、狩谷棧齋、近藤正齋ありて、其の長崎紀行に、正齋書籍考に、若くは經籍訪古志に記せるは本卷第四章2の(2)又は(7)に之を引かん。

明治十六年の序文ある鶴飼徹定の續古經題跋には

神宮司廳藏

玉篇卷第廿二山部よりな部に至る凡そ十四部六百三十一字

延喜四年正月十五日收爲典藥頭宅書_字

梅尾高山寺藏

玉篇卷第廿七

糸部綴字に至る凡そ二百六十九字 傳にいふ唐僧光藏の書

近江石山寺藏

經字より綴字に至る凡そ十七字

右二卷合せて第廿七卷の全となり首尾具備す

福井崇蘭館藏

玉篇一卷言部より幸部に至る

魚山勝林院舊藏 卷背に金剛界私記を書す。卷尾に治安元年八月十一日以石泉御本

寫之畢 康平六年七月廿日於平等院奉寫 佛子快辨(愼吾云ふ算の誤)の款あり。

とあるの外、又武州緣山古經堂藏八十卷華嚴音義私記二卷の條にも

卷尾に僧定昭之本の五字あり。定昭は南都一乘院の開祖なり、その傳備に高僧傳に見ゆ。

書法岩拔常と絶異なり、余嘗て石山寺藏の玉篇を見しに筆法相類す。

と見えたり。さてこの記述は頗る誤れり。石山寺のは糸部二百二十三字その他の六部三十一字すべて二百五十四字にて、十七字とは何のゆかりもなし。又治安の跋あるは竹苞樓藏たりしにて崇蘭館のに非ず。抑々崇蘭館のを黎公使に紹介せしは、鶴飼師その人なるに此の疎

漏は何ぞや。今据用したる續古經題跋は廣谷圖書刊行會本なれば、恐らくは福井崇蘭館藏の次に數行を佚し、その數行に佐々木竹苞樓の名なども出だし、然る後に此の卷尾のを云へると、高山寺のに石山寺のを附記せると同じ體裁なりしか。さばれこの卷を勝林院藏と云へるは此の書を始とす。魚山は洛外大原村の中央部落なる來迎院のことにて、其處に同名の寺院あり。良忍上人天仁二年の建立勝林院は其の子坊ならん。元享釋書に「良忍承徳の初大原山に隱栖し來迎院を創めて一字を建て、大藏經律論を度し名づけて如來藏と曰ふ」とあれば、其の來迎院に玉篇を存せしもふさはし。さて竹苞樓や崇蘭館に逸出せしは何時なりけん。

大正七年に成れる和田雲村氏の訪書餘録は亦記する所精細なれば、摘鈔して本章の殿たらしむ。第二編舊鈔本(二)邦人の轉寫に係る舊鈔本の條に

玉篇 高山寺藏 石山寺藏 大福光寺藏 福井成功氏藏 小川爲次郎氏藏 佐々木惣

四郎氏藏 男爵藤田平太郎氏及神宮文庫藏

何レモ零卷ニシテ全篇ヲ通シ完備セルモノナシ

高山寺本ハ卷廿七ノ斷篇ニシテ目次ヨリ續字ニ至ル二十九枚ナリ無界七行ニシテ注字ハ一行十八字乃至廿一字トシ字數一定セズ、間々缺畫ヲ交フ

石山寺本ハ卷第廿七ノ斷篇ニシテ前ノ高山寺本ト合スレバ第廿七卷ノ全部完備スレド前者ハ無界ニシテ後者ハ有界ナリ、七行ニシテ注字ハ十七字乃至十九字トス、缺畫

ヲ見ズ

大福光寺本ハ魚部ニシテ首端ヲ缺ク

福井本ハ冊部ノ中央ヨリ欠部ノ中央ニ至ル斷篇ニシテ八行無界本トス、注字ハ十九字乃至二十一字ニシテ一定セズ

小川本ハ言部ノ論字ヨリ幸部尾缺ニ至ルモノニシテ注字ハ二十字乃至二十四字トス藤田本ハ水部ノ斷篇ト卷第十八之後分ニシテ、水部ハ無界ナレド、卷第十八之後分ハ有界ナリ、水部ハ注字二十二字乃至二十八字ニシテ行書ヲ交へ、卷第十八之後分ハ注字二十一字乃至二十八字ニシテ卷末ニ馬道云々ノ奥書アリ共ニ六行トス

神宮文庫本ハ福井本ト同ジク八行ニシテ注字ハ十八字乃至二十字トス、卷第二十二ノ完本ナリ、卷末ニ延喜四年正月十五日收爲典藥頭宅書トアリ

佐々木本ハ現存一葉ナレド玉篇中ノ最大字ナルヲ以テ其寫眞版ヲ挿入セリ

以上ノ玉篇ハ支那人ノ鈔寫ニ係ルモノアリ又邦人ノ之ヲ轉寫セルモノアリ、中ニハ其筆跡ノ支那人ナルヤ本邦人ナルヤニ關シ學者ノ所說一定セザルモノアリ

とあるものこれなり(慎吾云ふ此に小川本とあるは今の早稻田大學本なり、恐らくは羅振玉の文[第四章2の(2)に引く]を誤讀したるならん。佐々木本も今は久原文庫に歸したり、亦第四章2の(6)に詳かなり)。

第二章 顧野王

一 傳記

顧野王の傳は陳書卷三十及び南史卷六十九にありて事も文も大同なり。今陳書を引きて南史の異同をその下に注せん。

顧野王字は希馮、吳郡の吳人なり。祖の子喬は梁の東中郎武陵王府の參軍事、

按ずるに武陵王は高祖の第八子紀なり。

父の烜は信威臨賀王の記室にして、

按ずるに臨賀王は太祖の第六子臨川靖惠王の第三子なり。

本郡五官の掾を兼ね、儒術を以て名を知られぬ。野王は幼より學を好み、七歳にして五經を讀みて略大旨を知り、九歳にして能く文を屬す。嘗て日賦を製したれば、領軍朱异見て之を奇としぬ。年十二にして父に隨ひて建安に之きて建安地記二篇を撰す。長じて徧く經史を觀、精記默識、天文地理、著龜占候、蟲篆奇字も通ぜざるなし。梁の大同四年太學博士に叙せられ、中領軍、臨賀王府記室參軍に遷る。

南史には梁の大同以下の文なし。

宣城王、揚州の刺史となるや、

按ずるに哀太子大器は中大通三年宣城郡王に封ぜられ、大同四年に使持節都督揚徐二州諸軍事を授けらる、揚州刺史は故の如し」と其の傳にあれば、揚州刺史となれるは宣城に封ぜらるゝの前なるべくして之と合はず。

野王及び瑯琊の王褒は並に賓客となり、王甚だ其の才を愛す。野王又丹青を善くす。王東府に於て齋を起して野王に命じて古賢を畫かしめ、王褒に贊を書かしめ、たれば時人稱して二絶と爲す。侯景の亂に及んで野王、父の憂に丁りて本郡に歸りしが、乃ち鄉黨數百人を召募して義軍に隨ひて京邑を援けぬ。野王は體もと清羸、わづかに長六尺又喪に居て過毀殆ど衣に勝へざるに、戈を杖づき甲を被りて君臣の義逆順の理を陳ぶるに及んでは辭を抗げ色を作したれば見る者之を壯とせざるは莫かりき。京城陷りて野王會稽に逃れ、ついで東陽に往き劉歸義と軍を合せて城に據りて賊を拒ぐ。侯景平ぐや太尉王僧辯深く之を嘉して海鹽縣を監せしむ。高祖宰となるや金威將軍安東臨川王府の記室參軍となり、尋で府諮議參軍に轉ず。

南史には尋で東陽に往き以下なし。按ずるに臨川王は太祖の第六子宏にて天監元年に臨川に封ぜらる。

陳の天嘉元年敕して撰史學士に補せられ、尋いで招遠將軍を加へられ、光大元年鎮東鄱陽

王諮議參軍に叙せられ、太建二年國子博士に遷る。後主の東宮に在るや東宮管記を兼ねしが本官は故の如し。六年太子率更令に叙せられ、尋いで大著作掌國史知梁史事を領して東宮通事舍人を兼ね。時に宮僚に濟陽の江總、吳國の陸瓊、北地の傅緯、吳興の姚察ありて並に才學を以て顯著して論者之を推重す。

南史には「招遠將軍を加ふ」よりこゝまでを「太建中に太子率更令となり更に大著作掌國史知梁史事を領す」とせり。按ずるに鄱陽王は世祖の第三子伯山にして、光大元年に徙りて鎮東將軍となる。

後遷りて黃門侍郎光祿卿知五禮事となりしが餘官は並に故の如し。十三年に卒す、時に六十三。詔して秘書監を贈られ、至德二年又右衛將軍を贈らる。

このあたり南史の行文やゝ略。

野王少きより篤學至性を以て名を知られ、朝に在りても過辭失色なし。其の容貌を觀るに言ふ能はざるに似たれども、其の勵精力行に至りては皆人の及ぶ莫き所。第三弟充國早く卒す、野王孤幼を撫養して恩義甚だ厚し。

南史には第三弟の事を載せず。

撰著する所は玉篇三十卷、輿地志三十卷、符瑞圖十卷、顧氏譜傳十卷、分野樞要一卷、續洞冥記一卷、玄象一卷並に世に行はる。又通史要略一百卷、國史記傳二百卷を撰びしが未だ就ら

ずして卒す。文集二十卷あり。

この記事によりて年譜を作れば左の如し

梁	天監十八年	誕生、吾が繼體天皇の十三年、梁人司馬達等來朝の四年前
普通	六年	七歳五經を讀む。
大通	元年	九歳能く文を屬す。
中大通	二年	年十二父に隨ひて建安に之く。
大同	四年	年二十、太學博士となる。
		宣城王の賓客となる。
太清	二年	年三十、侯景の亂、この時父の憂に丁れり。
承聖	元年	年三十四、侯景の亂平ぐや海鹽縣を監す。
太平	元年	年三十八、陳霸先の宰となるや、金威將軍安東臨川王府の記室參軍となる。

陳	永定	元年	梁亡ぶ、野王この年三十九。
	天嘉	元年	年四十二、撰史學士、招遠將軍。
	光大	元年	年四十九、鎮東鄱陽王諮議參軍。
	太建	二年	年五十二、國子博士、東宮管記。

六年

年五十六、太子率更令、大著作掌國史知梁史事、

黃門侍郎光祿卿知五禮事。

十三年

卒す、年六十三。

至德二年

右衛將軍を贈らる、卒後四年なり。

此の記事にして誤なくば大廣益本の大中祥符の牒後に

梁大同九年三月二十八日黃門侍郎兼太學博士顧野王撰本

とあるの杜撰なるは自ら明かなり。太學博士には大同四年に既に任ぜられたれども、黃門侍郎となれるは復にその後の事なれば大同九年に此の官銜あるべくもあらざるなり(なほ第三章の2にいふべし)。

今野王の名字を見れば希馮野王となるに、馮野王は實に漢の名臣なり。第三弟の名の充國たりしと並看すれば、或は俱に漢の名臣に採れりとすべきか。馮野王の傳は漢書馮奉世のに附せり。奉世は西域に使し、莎車を伐ちて功ありし人、野王は其の子にして、兄に潭、弟に遼立參あり。その姉の昭儀となりしは所謂馮婕妤にして、漢の元帝の虎圈に幸するや熊ありて佚出して殿に上らんとせしに、婕妤は直に前みて熊に當りて帝を庇ひしほどの人なり。野王字は君卿、隴西の太守となりて治行高きを以て入りて左馮翊となり亦威信を以て稱せらる。後御史大夫の缺くるや在位の者多く野王を舉げたれども、昭儀の兄たるを以て選ばれず、野王嘆じ

て「人は皆女寵を以て貴きに我が兄弟は獨り以て賤し」と。後王氏の聲焰天を灼くや野王自ら安ぜずして朝を去りしも、猶その中つる所となるといふ。野王この人を希ひて自ら名づく亦事功に意ありしものか。野王の文を見て之を奇とせし領軍朱异には左の逸話あり

江表の人士の説に、梁王蕭衍は四聲を知らざりき。嘗て從容として中領軍朱异(恐らくは异の誤)に謂ひて曰はく何をか名づけて四聲となすと、异答へて云ふ天子萬福即ちこれ四聲なりと。衍、弃にいふ天子諱考にても豈これ四聲ならざらんやと。蕭王の博洽通識を以てして竟に之を辨する能はず。時人咸、朱弃の能言を美めて蕭王の悟らざるを歎じたりと。

とは文鏡秘府論(各本朱弃に作れど异が太清二年に中領軍となれること、其の本傳に見ゆれば今朱异と考定す)に傳ふる所。梁書の沈約傳に

高祖もと焉(四聲)を好まず。帝、周捨に問ひて曰はく何をか四聲と謂ふと、捨曰はく天子聖哲これなりと。然れども帝竟に遵用せず。

と。事の殆ど同じきは高祖得心せぬまゝに人毎に之を問ひしにや。

二 著 作

顧氏の著作は本傳にては本書の外に

興地志 符瑞圖 顧氏譜傳 分野樞要 續洞冥記
 玄象表 通史要略 國史紀傳 文集

の九種なるが、陳の陸德明の經典釋文には

陳の舍人顧野王(爾雅)音を撰す、既に是名家なれば今亦之を采りて先儒の末に附す。

宋の高似孫の史略には

顧野王の陳書三卷。

とも見え、且つ史略には

姚思廉は謝昊(今按するに梁書四十九卷の著あり)顧野王等諸家の言を采りて推究總括して梁陳二家の史と爲しぬ。

と云へば、史略の時にこそ三卷を傳へたれ、姚思廉の参考せしは今少し大部ならでは謝の書と鈞合はぬやうなり。

さて興地志の遺文は史記五帝本紀の正義に

興地志にいふ涿鹿は本名彭城、黃帝の初都にして有熊より遷れるなり。

太平寰宇記の永興縣蕃山の條に

興地志にいふ上に望夫石ありて石上に曾て蕪菁を生ず。山上に石あり高さ三丈、形女人の如し之を望夫石といふ。傳へていふ昔貞婦ありて、其の夫國難に赴きたれば婦此に送

りて遂に化して石と爲りぬ。

とあるの類。符瑞圖のは史記封禪書の索隱に

符瑞圖にいふ旗星の極は芒艷、旗の如し。

說文繫傳に

玉瑛は仁の寶なれば斲らずして自ら成りて光白華の如し。漢の文帝の時涓陽に玉瑛見えぬ、今白石紫石瑛といふ者あり皆石の光璧ある者。

とあるの類。爾雅音は漢學堂經解に其の輯本あり。中には

緇(恐らくは緇の誤ならん、盧氏の攷證にいふ所なし)は羅なり、介は別なり。

夢々訛々は煩懣して亂れたるなり。

の如く音切ならぬも有るを見れば時には義にも涉れるならん。

此く十一種に上りたる著作も弘くは行はれざりしか、隋志には(本書の外に)

興地志三十卷 陳顧野王の撰

陳左衛將軍顧野王集十九卷

の二種を出せるのみ。

わが國には文集は傳はらざりしか、現在書目録に

土地家 興地志廿

五行算 符瑞圖十

とのみ見えて、三善清行の革命勘文にも老人星につきては符瑞圖を引けり。

又その畫を善くせしこと本傳にも見えたるが、我が君臺觀左右帳記に

陳顧野王字希馮 吳郡人 草虫

とあれば其の作品も傳はれるなり。

第三章 玉 篇

1 卷 數

本傳には玉篇三十卷とあるに隋書經籍志には三十一卷と云ひ、日本國現在書目錄亦この數なること上にも引きたり。今日三十卷にて首尾完好なるに、いかなる一卷の添はりたるか。

吾人の知り得たる唯一の佚文は法苑珠林に宣律師の感通記を引きたる

天人答へて曰はく聞かずや梁の顧野王は大學の太傅なり、周く字源を訪ふに出沒定まらず、故に玉篇の序に云ふ「春申君の墓を開きて其の銘文を得たる者あり、皆是隸字なるのみ」と敬佛篇第六

の一條あるのみ。蓋し宣律師及び天人は珠林に

長安西明寺の道宣律師は德玄流を鏡し業清素に高く、大唐の乾封二年仲春の節を以て身は京師城南清宮の故の淨業寺にあり。

又天人韋琨あり亦これ南天竺八大將軍の臣なり。生知聰慧早く欲塵を離れて清淨梵行にて眞業を修重す千佛篇第五の四

とあるものとす。

感通記にいふ所は益州成都の多寶石佛は迦葉佛の時に成りて西耳河の鷲山寺に在りしを、成都の人、彼處に往きて將來せるなりと云ふに對して、多寶の字その華趺に存する者、隸書たり、いかでか迦葉佛の時に已に神州の書有らんやと詰れる、その答に「遠く隸書の興れるを承くるに古佛の世に興れり」とて遂にこの玉篇序を引きて秦代以前に隸書ありしを徴せるなり。

玉篇序は今も存せり。誰の撰たるを云はざれども、猥に明詔を承け預て過庭を續ぐの語あるによりて野王の作なるべしと云はる。其の文は駢儷の躰なれば珠林に引ける如き文句を厠ふるを容さず。故に珠林に引く所眞に顧氏の書に存したるならば、序と云へるは宣律師の誤記にて、字躰の沿革を辨するなどの一卷ありて以て三十一卷たりしならんか。

2 述作の年月

宋本に「梁大同九年三月二十八日黃門侍郎兼太學博士顧野王の撰本」とあるを以て普通に梁の顧野王の撰と稱すれども、此の官銜の訝しきこと前章にも述べたり。隋志には「陳の左將軍顧野王撰ぶ」とありて吾が現在書目録も同文なり。

梁の大同九年云々を疑ひたるは清の王昶にして、その春融堂集の「玉篇に跋す」に
序の前に梁の大同九年云々と稱す。本傳に稽ふるに野王は大同四年に太常博士に叙せ

られて中領軍に遷り、陳に入りて大建二年に至りて國子博士に遷り、黃門侍郎に遷れるなれば、是野王は梁に在りては未だ嘗て侍郎とならず。又宣城王の賓客となりたれども簡文に事へし文なし、惟陳に仕へての以後に後主、東宮に在りし時野王實に東宮管記を兼ねて遂に黃門侍郎に遷りぬ。然らば序にいはゆる殿下も當に後主を指して之を言ひしなるべくして、玉篇の成れるも適に其の時に在らんと云へり。こゝに簡文帝を引出せるは玉篇卷首の啓に

殿下天縱岳峙にして叡哲淵凝に、三善自然にして勤學するを須るす六行の前哲もなんぞ以て喩を勞せん

と呼びかけたる以上、玉篇をば東宮に上れるものとせざるべからざる故に、玉篇にして梁武帝の代に成りたらんには此の啓はその嗣の簡文帝に事ふる時の作とすべきが故なり。抑々王氏の指摘せる二條は本傳の文にては確乎として動かぬものなるが、この説を肯定せん爲には梁書の蕭子顯傳に其の子愷を記して

是より先、時の太學博士顧野王令を奉じて玉篇を撰びしが、太宗その書の詳略未だ當らざるを嫌ひ、愷が博學にして文字に於て尤も善きを以て更に學士と與に刪改せしむ、大清二年官に卒す時に年四十四。

と云へるものを處理せざるべからず。何となれば大清二年は猶ほ梁武帝の代なれば、此の年

に卒したる蕭愷が刪改を加へし玉篇は梁の世に既に出でたるや明かなればなり。王氏は南史の簡文が其の未當を嫌ひたりとの説は恐らくは亦舛錯を免れじと事も無げに抹殺したれども、吾人は然く武斷なるを得ざるなり。

但し吾人は又大同に成れり、愷が刪改せりといふに對して、他の疑問なき能はず。抑も大同九年には野王の年僅に廿五なり、いかに十二歳にして建安地記を撰ぜしほどの夙慧なりと云へ〔衆編を總會して以て一家の製と成す〕玉篇の序文の如き地味なる事業を指命せられんは稍ふきはしからぬに非ずや。然れども易を注して千古に傳へたる王弼は二十四歳を一期としたる人なり。經典釋文の成れる時の陸德明の年齒も十駕齋養新錄には、當に三十左右に在るべしと想定せり。中説を撰んでは論語に擬し、元經を作りては春秋に倣ひたりといふ王通も三十七年にして世を去れり。此の數例に見れば野王また二十餘歳にしてかかる事に従ふに堪へたるか。

趙甌北の廿二史劄記に「魏齊の諸帝皆早く子を生めり」とて

魏の道武帝十五歳にして明元帝を生み、景穆太子十三歳にして文成帝を生み、文成十五歳にして献文帝を生み、献文帝十三歳にして孝文帝を生む。

北齊の後主緯は十四歳にして子恒を生む、緯の弟の儼の誅せられし時は年十四なりしに已に遺腹の子四人あり。

を擧げたり。此は北朝の記事なれば、以て南方を律すべからざるが如くなれども、天地間に循環する者ありて自ら此くあらしめたりとせば、南北同一に考ふるも不可なかるべく、十五六歳にして既に成人したらんには廿四五歳はもはや不惑の域に達したるものか。諸帝の事を以て一般を推すべからぬにも似たれど、其は正史の記述が諸帝に詳かなる爲に之を知らるゝにて、以て當時の風氣を卜するには足るべし。

又大同に成れるを數年ならざる大清に既に他人に刪改せしめたりといふもいかゞ。野王は大清二年にも僅に三十歳にして其の知見は日に月に長發するの時なれば、若し刪改すべくば野王をして再び之に當らしめて可なり。年四十内外にて齒德俱に高しといふにもあらぬ蕭愷に命じたるは餘りに野王に對してあてつけがましき仕打ならざるか。されど蕭子顯の爲に諡を請ふや武帝手詔して「才を恃み物に傲る、宜しく諡して驕といふべし」と云へりとも傳ふれば、當時は情に任せて徑行せる風氣も有りたるか。

3 其の出でたる時代

玉篇の述作が小學界當時の破天荒たりしは上にも云へるが更に之を詳かにせん。

漢字には形あり、音あり、義あり、故に四庫全書總目は其の小學の類を分ちて訓詁(義に關するもの)字書(形に關するもの)韻書(音に關するもの)の三としたり。而してこの三種を比較するに

總目にては

訓詁の屬 十二部百二十二卷 存目八部六十四卷

字書の屬 三十六部四百八十卷 六十八部六百六卷

韻書の屬 三十三部三百十三卷 六十一部五百三十七卷

を著録したれば古今を通じて云へば其の百分比は訓詁が九字書が四十八韻書が四十三なりといふも不可なからん。然るに謝啓昆の小學考に魏晉南北朝の物として采録せしを數ふれば

訓詁 魏張揖の廣雅、梁劉杳の要雅を初として二十六種

文字 北魏江式の古今文字、梁阮孝緒の文字集略を初として四十四種

聲韻 魏李登の聲類、晉呂靜の韻集を初として二十七種

音義 晉李充の周易音、徐邈の古文尙書音を初として七十種

を得べし。この音義は其の名の如く音をも義をも兼載せるなれば、此の分類を總目のに合せんとするには訓詁聲韻に分屬せしむるの他に途なからん。今粗雜の考方なれども之を二分して訓詁聲韻に歸せしむれば

訓詁 六十一種 文字 四十四種 聲韻 六十二種

となりて、其の百分比は訓詁三十六・五、文字二十・六、四聲韻三十七・一たるべし。この百分比を前

に舉げしものに比すれば訓詁頓に増して文字即ち字書が特に減じたるを見るべし。

滔々たる風氣は此の如く字書の減じゆく時に方りて野王が本書を成して、説文に採りて其の軀を定め經子の注解音義に取りて其の用を宏いにし、以て近くは潘徽の韻集、その書今傳はらず、序には「詁訓は證するに經史を以てし、騷雅を備包して子集を博牽す」とあれば其の博洽なるを知らるの向うを張り、韻集は其の名より見るも韻書ならん、其の三十卷たるも玉篇と同じ、併せて諸葛穎の桂苑珠叢、則天武后の字海各々一百卷、顏真卿の韻海鏡原三百六十卷の如き巨帙の先を開きしは野王も亦偉なる哉。

以上は歴史的に見たるものなるが又之を地理的に見ば如何。當時は南北相對峙せる世なるが後魏の陽承慶に字統二十一卷（隋志による）の著あり。承慶は何時の人なるかを詳にせざれども、其の從祖の尼は高祖の朝の人なること其の本傳に見えたり。此の高祖孝文帝は宋の明帝の末より東昏王までの人なれば東昏王の末より五十年の後をとりて承慶の活動せる時とすれば梁の簡文帝の初年に當りて、玉篇の成れると殆ど其の時を同じうせん。然るに字統の遺文としては

竄 懶人は自ら起つ能はず、瓜瓠も地に在りて自ら立つ能はず、故に字瓜に从ふ、又懶人は

恒に室中に在るが故に穴に从ふ（大集月藏分經音義）

笑 竹に从ひ天に从ふ。竹は樂器たり、君子樂^{ガク}して然る後に笑ふ（九經字樣）

の如く牽強せるものを傳ふる(規、丈夫の識用必ず規矩に合ふが故に規は夫に从ふなり。販、買ふこと賤くして賣ること貴く、朝に買ひて夕に賣るなりの類は説文と甚だしくは遠からず)より見れば、其の解説は必ずしも正確ならざりしに非ざるか。

蓋し南北朝風氣の相違は學藝に於ても其の趣を異にし、北史には之を「南人は約簡にして其の英華を得、北學は深蕪にして其の枝葉を窮む」と叙せるが、其の實は北朝の經を治むる尙専門の名家多く、士皆通經續學を以て業とし、上に在る者亦此を以て士を取りたるに、南朝は晉は玄言を尙び、宋は文章を尙びたれば經學純ならず、齊梁に至りて始めて儒學大に振ひ、陳に及ぶも其の遺風流韻存したるなり。抑々小學は經の一支のみ然らば宜しく北方にこそ此の鉅篇あるべきに、玉篇の夏に字統に優れるもの、趙甌北が廿二史劄記に於て

梁武、五館を開き國學を建て博士を置きて五經を教授せしめ、帝毎に臨幸して親ら冑(子)を試みし故に一時の盛を極め、ひとり江左の諸儒の經學を崇習せしのみならず北人の經に深き者も亦風を聞きて來れり

と云へる如くなれば、野王の如き自ら淹博通識能くこの大著を成しゝなるべし。

4 其の分部

野王の玉篇は今日數卷を留むるに過ぎざれど、宋本の分部がその殘卷と略々符するに據り

て、宋本の分部が多く舊に據れりとするは不可なからん。但し諱部宋本にては第九十一なるに原本にては第九十二とすれば卷首より此の部までに原本一部多く、放部は兩本俱に第二百七十一なれば此の部より放部までの間に原本は宋本よりも一部少かりしものとすべし。

篆隸萬象名義が野王の玉篇に依ること深きは周知の事なるが、名義によりてこの齟齬を検するに名義には自第四百十七の次に合徐利反あるが宋本より多き故に諱部迄に一部を増し、又東部宋本にて第百五十八なきが故に放部は第二百七十一となりたるなり。此の他萬象名義には

宋本の末第一百九十六が第一百九十の次に序でられ

皿第二百二十八が重第二百四十と入れ代り

大第三百二十一、奢第三百二十二が奢大の順となり

習第四百十一、𠂔第四百十二、非第四百十三も𠂔非習の順となり

素第四百二十七、絲第四百二十八が絲素の順となり

比第四百四十七が第四百六十の次に下がり

录第四百九十五が第四百七十六の次に上がる

等の相違ありとす

又この部首が一上示に始まり十干十二支に終るは説文と同じきも、其の間は全く相合はず。

故に説文の部首については繫傳に部叙の一篇ありて其の次第の意を忖度したれども、玉篇には一貫せる理由を發見しがたからん。且つ段玉裁は

玉篇而部を以て毛毳冉の後、角皮の前に次でしは、其の意而を訓して獸毛とせしならん。
絶えて許慎の意に非じ

とも非難したり。更に又説文に立てたる哭延教眉白飲后大弦等の十部を刪りて父云處兆磬索牀戈單丈等の十二部を増したる故に説文の五百四十部は玉篇にては五百四十二の部首となりたり。